

『史記』酷吏列伝を読む

河井昭乃

文化創造学部文化創造学科

(二〇一四年九月一九日受理)

On the “Kuli Liezhuan” in Shiji

Faculty of Cultural Development, Department of Cultural Development

KAWAI Akino

(Received September 19, 2014)

要旨

『史記』を文学作品として読む試みとして、巻百二十二「酷吏列伝」を取り上げ、その構成と措辞の観点から検討を行った。その結果、酷吏列伝では記述される酷吏の類型化・個別の伝を繋ぐ手段・酷吏と酷吏の関係を示す記事によって記述される十一人の伝が相互に作用しつつトータルとして「酷吏列伝」として成り立っていることを示した。

〈キーワード〉『史記』・酷吏列伝・史伝文学

はじめに

『史記』酷吏列伝は漢代、景帝・武帝期に活躍した「酷吏」といわれる官吏十一人の伝を載せる。

これまで酷吏列伝を取り出して議論する場合、主に二つの側面から考察が加えられてきた。一つは「酷吏」とされた官吏たちが当時の社会においていかなる存在であったかを『史記』酷吏列伝や『漢

書』酷吏伝の記述から考察する場合である^①。その際、名称のうえで酷吏と対になる循吏との相違から考察されることが多かった。そして酷吏と循吏を「法治的法家的官僚」と「徳治的儒家的官僚」との図式でとらえてきた。しかしのちに、新たに発見された出土資料などの分析を踏まえ、当時の社会における酷吏の実態としてはこのような図式のみで割り切れないものであることも指摘されている^②。もう一つは、『史記』の列伝の中で個人名を標題としない列伝のうち、

個人の立場や属性を標題とするもの、いわゆる雑伝^③と呼ばれる諸編を考察する場合である。これら雑伝のうち、貨殖列伝を除いては記述対象とする人物の時代には偏りがある。例えば酷吏列伝には秦以前の人物は登場せず、逆に循吏列伝には漢代の人物は登場しない。そうした対比に司馬遷の同時代批判の意図が表現されているとする。

いずれの立場も『史記』の記述を事実ととらえ、そこから酷吏の存在のあり方を探り、登場する人物を一括りにして「酷吏列伝」とした書き手司馬遷の思想や意図を探ることに重点が置かれてきた。

『史記』が歴史的事象を記述対象としつつそこに書き手の思想が入り込んでいるとするならば、そこに事実が反映されていると考える歴史的事実がどうであったか、書き手の意図がどう反映されているかを追究するのは『史記』研究の第一義的立場とみなされよう。その一方で、『史記』には事実認定が困難にみえる記事も存在し、その記述が歴史的事実か否かの尺度だけでは測りきれないことも事実である。そうした部分のみならず、客観的事実を記すようにみえる記述部分をも含めて、『史記』がたぶん文学的であり文学的解釈が可能であることもこれまでの研究成果によって示されている^⑤。

酷吏列伝は十一人の酷吏の強烈な存在を記録するが、それぞれの酷吏は個別の存在でありながら共通する記述形式によって貫かれ、またそれ以外の要素によっても個々の伝はバラバラに存在するのはなく、相互に繋がって酷吏列伝として成立している。事実としての個々の酷吏の実態ではなく、十一人に及ぶ酷吏の伝記を有機的に一つの構造体として成り立たせているしくみは何であるのか、逆に言えばそれを支える表現の諸相を文学的に探るとするのが本稿の目

的である。

一

酷吏列伝に合伝される十一人のそれぞれの伝が、その構成からみて共通する部分から成立していることはすでに侯野太郎氏が指摘している^⑥。侯野氏は構成要素として(イ)出自・閥歴(ロ)末路(ハ)性格(ニ)窮治のあと(ホ)他の酷吏への比擬・関係の五項目を挙げる。その指摘を踏まえつつ、最初に登場する郅都伝を例としてその構成を確認したい。

郅都者、楊人也。以郎事孝文帝。孝景時、都爲中郎將、敢直諫、面折大臣於朝。嘗從入上林。賈姬如廁。野彘卒入廁。上目都、都不行。上欲自持兵救賈姬。都伏上前曰、亡一姬、復一姬進。天下所少、寧賈姬等乎。陛下縱自輕、奈宗廟太后何。上還、彘亦去。太后聞之、賜都金百斤。由此重郅都。

まず郅都の出自、さらに上林苑でのエピソードから重用されるにいたった経緯が記される。景帝の寵姫が危機的状況に陥った際、みずから救出に向かおうとした景帝を、軽率な行動によって漢家の宗廟を危くすべきではないと諫め、その言動によって太后から金を下賜される。郅都は皇帝に対して直諫することも辞さない、剛直な人物として登場する。

濟南瞞氏宗人三百餘、豪猾、二千石莫能制。於是景帝乃拜都爲濟南太守。至則族滅瞞氏首惡、餘皆股票。居歲餘、郡中不捨遺。旁十餘郡守、畏都如天府。

続いて当時の濟南の情勢と郅都が太守に任命されたことが記される。濟南では豪族瞞氏一族の勢力に対し太守は統制不能であった。

そこで景帝は郅都を濟南太守に任命する。着任するや、閻氏のボスを滅ぼすと一族は震え上がり、その威厳は郡中のみならず周辺にも及んだ。郅都が最初に地方官としてその手腕を振るったことが示される。

都為人勇有氣力、公廉不發私書。問遺無所受、請寄無所聽。常自稱曰、已倍親而仕、身固當奉職死節官下。終不顧妻子矣。

その性格は勇敢で氣力あり、賄賂や個人的な要請を一切受け付けず、仕官した以上は職分を全うすべきとして家族も顧みなかった。

郅都遷爲中尉。丞相條侯至貴倨也、而都揖丞相。是時民朴、畏罪自重、而都獨先嚴酷、致行法不避貴戚。列侯宗室、見都側目而視。號曰蒼鷹。

昇進して中尉となる。嚴格苛酷を第一とし、高官や外戚にも法律の適用をはばかることなく、「蒼鷹」と陰口をたたかれた。

臨江王徵詣中尉府對簿。臨江王欲得刀筆爲書謝上、而都禁吏不予。魏其侯使人以間與臨江王。臨江王既爲書謝上、因自殺。竇太后聞之、怒以危法中都。都免歸家。

景帝の子である臨江王が罪によって召喚され中尉府で尋問を受けた際、郅都は臨江王の希望を無視して筆記具を与えなかった。魏其侯竇嬰の手配によって筆記具を得た臨江王は謝罪文を書き上げ自殺する。竇太后は怒り、強引に法律を適用して郅都を免官させる。

孝景帝乃使使持節拜都爲鴈門太守、而便道之官、得以便宜從事。匈奴素聽郅都節、居邊爲引兵去。竟郅都死、不近鴈門。匈奴至爲偶人象郅都、令騎馳射、莫能中。見憚如此。匈奴患之。

太后から遠ざける意図があつてか景帝は郅都を匈奴に近い鴈門の太守に任命する。郅都の評判は匈奴にまで伝わっており、匈奴にさ

え恐れられた。

竇太后乃竟中都以漢法。景帝曰、都忠臣。欲釋之。竇太后曰、臨江王獨非忠臣邪。於是遂斬郅都。

しかし竇太后は結局法律で郅都を陥れる。景帝の反対にも竇太后は臨江王の名前を持ち出して許すことなく、郅都は斬罪に処せられる。

こうしてみると、郅都伝においては侯野氏の指摘した五つの要素のうち(ホ)以外の(イ)〜(ニ)の四つが確認できる。まず冒頭の上林苑でのエピソードで出自と任官にいたった経緯(イ)が示され、濟南では豪族閻氏に対する、中尉となつては高官外戚に対する、また臨江王の取り調べなど有力者ないし有力集団の容赦ない制圧(ニ)、それと同時にそうした行動を支える厳酷な性格(ハ)が記述され末尾に最期(ロ)が記される。これら四つの要素は郅都以降の十人の伝にも共通して確認できる。⑦ また措辞についても、郅都が濟南太守となり辣腕を發揮した結果、民衆は恐れ路上の遺失物を捨てる者はなくなつたという「郡中」不拾遺の表現は義縦伝と王温舒伝にもみえ、中尉となつては法律の適用に高官外戚をも避けなかつたという「致行法」不避貴戚の表現は義縦伝と尹齊伝にもみえる。さらにいえば趙禹以降、武帝期に登用された人物には武帝がその能力を評価したという「上以為能」およびそれに類する表現が付される。構成、措辞の角度から判断すると、同一パターンの記述の積み重ねによって人物の類型を示すのが酷吏列伝の形式だといえよう。⑧

二

再度郅都伝に戻りその枠組みに注目すると、冒頭のエピソードで示された彼の剛直な性格は、あとに続くその仕事ぶりを支えるものとして位置づけられるのと同時に、この事件によって太后の意にかない官吏としてのキャリアをスタートさせたことを示すものとして機能している。後者は臨江王の事件で太后の怒りをまねき、それが原因となって失脚する最期に繋がっていく。官吏としての郅都は、太后の評価によって登場し太后の怒りによって身を滅ぼすという、完結した枠組みの中で語られているような印象を受ける。

しかし、郅都の存在は本伝内部だけで完結しているのではない。郅都の斬罪を記したあとに続く寧成伝では、冒頭で出自と陰湿ともいえるその性格が示された後、再度郅都が登場する。

稍遷至濟南都尉、而郅都爲守。始前數都尉、皆步入府、因吏謁守如縣令。其畏都如此。及成往、直陵都出其上。都素聞其聲。

於是善遇、與結驩。久之郅都死、後長安左右宗室多暴犯法。於是上召寧成爲中尉。其治效郅都、其廉弗如。然宗室豪桀、皆人人惶恐。

寧成が濟南都尉となると、上役の太守は郅都であった。従来の都尉が太守を畏怖し萎縮していたのと異なり、寧成は着任するや郅都を凌いでその上に出る。郅都もその評判を聞いており厚遇して親交を結んだ。郅都の死後、都で横暴をさわめる皇族対策として天子は寧成を中尉とした。そのやり方は郅都を手本としたが、廉潔さでは及ばなかった。郅都伝では言及がなかったが、続く寧成伝では両者が関わりを持っていたことが示される。二人には接点があり、酷吏

として生きた時間が重なっていることを表している。さらに郅都亡きあとの中尉としての在りようを「其治效郅都、其廉弗如」と郅都に對比する。侯野氏の挙げた五つの指摘のうち、郅都伝にみえなかった(ホ)「他の酷吏への比擬・関係」を読み取ることができ的部分である。

この要素は特に趙禹以降に多くみられるようになる。その議論に入る前に趙禹以前の三人についてどうであるか確認しておく、郅都は前述の通り他の酷吏との関係は記されず、むしろ「是時民朴、畏罪自重、而都獨先嚴酷、致行法不避貴戚」と郅都ひとりが高貴な存在であったことが示される。寧成は濟南時代に郅都との接点を持つとはいえず、この部分の記述から読み取れるのは濟南都尉としての寧成の働きぶりではなく、先に示された剛直な性格の太守郅都さえ憚らない、郅都の上をゆく寧成の素質である。二人の関係は相互作用的にはたらいでいない。具体的に酷吏として辣腕を振るったことは郅都の死後、中央に召喚されて以降の記述で示される。ついで登場する周陽由の伝には他の酷吏との関係を表す記事は見られない。以上のことから、酷吏列伝の最初に登場する郅都・寧成・周陽由の三人は、酷吏という存在としては特異なものであったことを読み取ることができる。

周陽由の刑死を記したのち、趙禹の記述に入る前に「自寧成周陽由之後、事益多、民巧法、大抵吏之治、類多成由等矣」という、直接人物の記述をするのではない地の文が挿入される。この文は周陽由以降の社会の変化、このあとに寧成や周陽由を雛型とする官吏達が登場することを示唆しつつ、同時にここに一つの区切りがあることを意識させる。周陽由までの三人は官吏としての出発が文帝・景

帝期にあるのに対し、趙禹以降の人物は武帝即位後に上述した「上以爲能」に類する表現を伴って登場するようになるのである。

このように区切られた趙禹以降の記事には、「他の酷吏への比擬・関係」がそれまで以上に記される。特に、寧成伝にみられた郅都との関わりのような、侯野氏の言葉を借りれば「相互の接渉」を示す記事が増える。このことは、武帝期以降、酷吏の間で複数の人物が時間と出来事を共有するようになっていくことを意味する。その一方で、記述の上では各酷吏の伝は冒頭「○○者、…」の形式でその出身を表す記事で始まっており、それを指標とするとそれぞれの伝が分断され独立を保っているようにもみえる。現実の時間軸では複数の人物が出来事を共有して進んでいくはずのものが、記述上は出来事が「○○者、…」で分断される個々の伝に分散して配置されることになる。その結果、現実の時間の流れと記述の流れにズレが生じ、記事が錯綜する。陳仁錫は「敘酷吏十人、錯綜聯絡、…總成一篇文章、奇絶」と、酷吏列伝が全体を通じて一篇の文章として成立する根拠はこの点にあるとする。

そのように考えるならば、酷吏列伝の内部は二つの手段によって構造化されていることができるだろう。一つは前節で確認した侯野氏のいう(イ)～(二)の要素が示す酷吏の共通項によって、いま一つは(ホ)の要素によって。前者は酷吏の類型を作り上げる方向へ導く働きをするのに対し、後者は人物を相互に関連づけ総合的にまとめあげるものとして機能しているといえる。

三

他の酷吏との関係からみたとときの、趙禹以降の記述をまとめると

以下の通りになる。□は「○○者、…」の形式で当該人物の記述が始まることを示し、□□は既出の人物が再度中心人物として登場することを示す。傍線箇所は他の酷吏の名前であり、当該人物以外の酷吏の記事が挿入されることを示す。

趙禹 太中大夫となり、「與張湯論定諸律令、作見知吏傳得相監司」張湯と法令整備をしたことを記したあと、「張湯者杜人也…」と張湯伝がはじまる。

張湯 「湯給事内史、爲寧成掾」寧成の属官になったこと、「已而趙禹遷爲中尉、徙爲少府、而張湯爲廷尉、兩人交驩、而兄事禹」趙禹に兄事したこと、「禹爲人廉倨、爲吏以來、舍毋食客：湯爲人多詐、舞智以御之…」このあと両者の性格が対比される。御史大夫となり失脚する顛末、最後に「於是上使趙禹責湯」武帝が趙禹に追及させたことが記されたあと、張湯の自殺の記事で張湯伝が結ばれる。

趙禹 再度趙禹の記述に戻り、趙禹の経年による取り締まり態度の軟化、「王温舒等後起、治酷於禹」それに取って代わるような後進王温舒らは趙禹よりも厳酷であったことが記され「後湯十餘年、以壽卒于家」張湯に遅れること十年、天寿を全うした記事で趙禹伝が結ばれる。

義縦 武帝に評価され河内都尉となったことが記されたあと、**寧成** 「寧成家居…」再度寧成に記述が及ぶ。先に寧成が故郷へ戻ったことの記述を承け、公孫弘の言葉をかりて寧成の厳酷ぶり、それによって関都尉に任命されたことが記される。

義縦 の記述に戻り「義縦自河内遷爲南陽太守、聞寧成家居南陽、…」南陽太守になると家居していた寧成をつぶしにかかったことが

記される。そのあと「南陽吏民、重足一迹、而平氏朱彊、杜衍杜周、爲縦牙爪之吏任用」杜周らを手先として任用したこと、「是時趙禹、張湯以深刻爲九卿矣、然其治尚寬、輔法而行、而縦以鷹擊毛摯爲治」当時苛酷なやり方で九卿に上り詰めた趙禹・張湯と比べても義縦のやり方が厳しかったこと、「乃以縦爲右内史、王温舒爲中尉。温舒至惡、其所爲不先言縦、縦必以氣凌之、敗壞其功」、民間での貨幣偽造対策として義縦が内史になると王温舒が中尉となり、両者がしのぎを削ったこと、「縦廉、其治放郅都」義縦は廉潔で、その統治は郅都にならったことが記される。そして義縦の最期、処刑の記事のあとに「後一歳、張湯亦死」先に記述された張湯の死は義縦の死の一年後であることが示される。

王温舒 「以治獄至廷史、事張湯」廷尉の史となり張湯のもとで働いたこと、広平都尉から河内太守に昇進し、武帝に評価され中尉となったことが記される。「義縦爲内史、憚未敢恣治、及縦死、張湯敗後、徒爲廷尉、而尹齊爲中尉」さきに義縦が内史であったときは憚って存分に辣腕をふるうことができなかったが、義縦が死に張湯が失脚すると、廷尉となり、尹齊が中尉となった。ここで王温舒のその後は引き延ばされ記述は尹齊に移る。

尹齊 「以刀筆稍遷至御史、事張湯、張湯數稱以爲廉武」御史となり張湯のもとで働きその廉潔武勇を評価されたこと、「遷爲關内都尉、聲甚於寧成」昇進して関内都尉となると評判は寧成以上であったことが記される。事件の判断ミスを重ねて罪に問われ、「上復徙王温舒爲中尉、而楊僕以嚴酷爲主爵都尉」天子は王温舒を中尉とし、楊僕が嚴格殘酷さによって主爵都尉となったことが記され、尹齊伝はここで結ばれ記述は楊僕に移る。

楊僕 御史となり「使督盜賊關東、治放尹齊」盜賊の取り締まりには尹齊を手本としたことが記される。天子に能力を評価され、南越討伐で將軍として功績をあげるも朝鮮出征の際に捕らえられ、「居久之、病死、而温舒復爲中尉」病死したのち王温舒が再び中尉となったことが記される。

王温舒の記述に戻り、中尉となつて巧みなやり方で犯罪を取り締まったことが記される。大宛討伐の際、徴兵にからんだ王温舒の悪事が告発され、罪を問われ自殺したことが記され、王温舒の伝は結ばれる。

尹齊の記述に戻る。温舒の死後数年して尹齊も淮陽都尉として在職中に病死した記事で尹齊伝も結ばれる。

このあと「自温舒等以惡爲治、自郡守都尉諸侯二千石、欲爲治者、其治大抵盡放温舒而吏民益輕犯法、盜賊滋起……」で始まる当時の社会情勢の記事が挿入される。その後の盜賊の増加とそれに伴う取り締まりの嚴酷化、「沈命法」の制定、しかし盜賊は増加し官吏は隠蔽に必死になったことが記され、減宣の記事に移る。

減宣 御史中丞に昇進し、主父偃や淮南王の事件など審理し二十年の長きにわたつて御史および御史中丞であった記事のあと「王温舒免中尉而宣爲左内史」王温舒が中尉を免ぜられて減宣が左内史となったことが記される。最後右扶風となるも、部下を追い詰める過程で大逆罪に問われ「當族、自殺、而杜周任用」族滅の刑に処せられ自殺し、杜周が任用されたことが記される。

杜周 「義縦爲南陽守、以爲爪牙」南陽太守の義縦の手先となつて

働いたこと、「擧爲廷尉史、事張湯、湯數言其無害、至御史」廷尉の史に推挙され張湯のもとで働き、その進言によって御史となったことが記される。「任用與減宣相編、更爲中丞十餘歲、其治與宣相放」減宣とかわるがわる任用され、交互に御史中丞となること十余年で、その仕事は減宣を手本としたこと、また「其治大放張湯、而善候伺」その仕事は張湯をみならい、天子の顔色をうかがうことが巧みだったことが記される。自身は御史大夫に、二人の息子も黄河を挟んで二つの郡の太守となり「其治暴酷、皆甚於王温舒等矣」その統治は暴虐残酷で、どちらも王温舒よりひどかったことが記され、家は巨万の富を蓄えたとの記述で伝が結ばれる。

実際の官吏としての役割上で接点を持った趙禹と張湯、弾圧する側／される側の関係となった義縦と寧成、張湯に取り立てられた王温舒と尹齊、さらに尹齊の失脚とともに登場する楊僕、というように事実として酷吏達は繋がりを持つ。また特に王温舒は「王温舒者、陽陵人也」の形式で本伝の記述が始まるより前の趙禹伝と義縦伝に、さらに王温舒の最期を記した後の減宣伝と杜周伝にも名前が挙がる。こうした要因により記述は前後し錯綜する。酷吏のあり方としての共通項だけでなく、複数の人物が接点を持つ記述により、酷吏列伝は一つの構造体として成り立っているといえよう。

個々の伝が完全に分段されず、複数の人物が繋がりが合つて部分を構成している構造を、呉見思は次のように指摘する。⁵⁾

十人、郅都寧成周陽由各序爲一截、趙禹張湯合序爲一截、義縦一傳、留寧成未了合序爲一截、王温舒尹齊合序爲一截、杜周減宣各序爲一截、而楊僕附見于王温舒尹齊傳内、不在十人之數。

其次序則用年代之前後爲次。

趙禹から尹齊の間は複数の人物の記述が重なり合つてまとまりを構成するが、それを挟んで前の郅都・寧成・周陽由と後の減宣・杜周の伝は同じく「それぞれ一段である」とする。確かに、どちらも個々の伝として分断され成立しているようにみえるが、他の酷吏との関わりという観点からするとその事情は異なる。前述したように、郅都・寧成・周陽由の三人の伝から読み取れるのは特異な存在としての酷吏の姿であった。しかし減宣・杜周の伝には他の酷吏の記事が挟まれる。減宣伝は王温舒が中尉を免職されて左内史となり、減宣死後には杜周が登場したことを記す。しかし減宣と杜周は官吏として別個に存在したわけではなく、そのことは杜周伝の方に「任用與減宣相編」と記されることから明らかである。その杜周伝は義縦の手先となり張湯のもとで働き、官吏としては減宣や張湯を手本としたことを記す。趙禹から尹齊までの酷吏の輩出を経て、もはや酷吏は単独で存在するものではなくなったことを表しているのである。

そこにもう一つ挿入されるのが「自温舒等以惡爲治、郡守都尉諸侯二千石、欲爲治者、其治大抵盡放温舒……」の部分である。王温舒への言及を以て始まるが人物描写ではなく、統治の厳酷化とそれに伴う盗賊の増加、沈命法の制定にいたった経過とその影響を記す。あとに続く官吏が王温舒流のやり方を示すのは、周陽由伝の後に「自寧成周陽由之後、事益多、民巧法、大抵吏之治、類多成由等矣」と寧成や周陽由に類する官吏が登場することを示唆した記事と類似する。この記事が社会情勢の新たな局面を示すとともに周陽由とそれ以降の区切りをとして機能していることから考える

と、「自温舒等以惡爲治……」で始まる記事にも一つの区切りを見ることのできるのではないか。実際、この記事のあとに続くのが減宣・杜周であり、上述したように伝として独立しながら存在としては他の酷吏と切り離すことができない、邳都・寧成・周陽由らとは異なる原理を持つに至るのである。このように考えると、人物の記述に挟まれた二つの部分が前後の各酷吏の伝の性質を区分する働きをしていると判断できよう。前節で確認したように、各酷吏の伝は記述内容としては共通する部分を持ちそれによって人物は類型化されるが、他者との関係性に着目すると三つの段階に分類できる。伝の構造としても酷吏の存在としても独立した邳都・寧成・周陽由、伝の構造上も酷吏の存在としても他との関係の上になり立つ趙禹から尹齊、伝の構造として独立しつつも酷吏の存在としては他と切り離せない減宣・杜周。そしてこの区分を表示するものとして機能しているのが、人物の伝に挟まれた二つの社会背景の記述なのである。

四

ここまで、個々の酷吏の伝内部において他の酷吏との関係がどのように記されるかを確認してきた。だが考えてみれば、同時代を生きた人間として、現実的に接点を持ち事跡が重なりあい、それによって記事が重なることは必然的なものであろう。しかし、その必然性という観点からみたととき、別のタイプの記事も存在する。結論を先にいうと、そのいくつかの記事が酷吏達の伝記を相互参照させ有機的に成り立たせる機能を担っていると考えられるのである。以下その点について考察する。

一つは酷吏の死亡に時間表現を伴う記事である。趙禹伝・義縦

伝・尹齊伝にみえるが、その中で重要なのが義縦伝の記事である。まず趙禹伝と尹齊伝について確認する。

趙禹伝は張湯伝を内包する形で成り立つ。張湯伝の末尾、張湯のさまざまな要因が絡み合った転落への道筋、最後に趙禹に説得されるかのように自死を選んだことを記したのち、再び趙禹に記述が戻り、趙禹の晩年の様子を記す。そして最期を「後湯十餘年、以壽卒于家」と結ぶ。劇的な最期を迎えた張湯と天寿を全うした趙禹の対比を示すものであるが、ここでは張湯の死、十数年後の趙禹の死という歴史的な時間の流れと記述の流れは一致する。

尹齊伝は王温舒伝と互い違いに記述され、なおかつ楊僕伝を間に挟んで一段として成り立つ。この一段の内部で記述の中心は王温舒↓尹齊↓楊僕↓王温舒↓尹齊と移っていく。王温舒の二度目の記述の末尾、悪事が告発され王温舒は自殺、親族も不正に絡んで同時に五族処刑という悲劇を記したのち、再度尹齊について「後數歳、尹齊亦以淮陽都尉病死、家直不滿五十金」として記述を結び、趙禹と張湯の場合と同様、二人の末路を対比して示す。それと同時にこの記述の直前には王温舒伝の結びとして「温舒死、家直累千金」と死後の財産が記されており、両者は「家直」家の財産という点からも対照的に記され、それは官吏としての生き方の違いを反映するものと考えられよう。ただ、ここでも王温舒の死、数年後の尹齊の死という歴史的な時間の流れと記述の流れに齟齬はない。以上二例では他の要素の対比を含みながら時間軸に沿った記述がなされる。

しかし、義縦伝の死亡記事はこの二例と状況を異にする。義縦の最期に至る記述、巡幸時の道路不整備によって武帝の不興を買い、さらに楊可の告緡令に反対する行動をとったことが原因で最終的に

処刑されるのだが、そのあと「縦棄市。後一歳、張湯亦死」さらに一年後の張湯の死が記される。酷吏の最期の記述は、十一人に共通する記述要素の一つであることは先に確認したとおりであるが、そこでいう「最期」はあくまで記述の中心となる人物のものである。義縦伝についていえば、義縦の最期を記すところまではパターン通りであるが、それに続けて張湯の死を記録するのは、例外的なものといえる。⁵⁶⁾

義縦伝が置かれるのは趙禹伝の後である。趙禹伝は張湯伝を内包しており、それによって記述の順としては趙禹↓張湯↓趙禹↓義縦となる。記述上は張湯の悲劇的な最期を記した後に義縦が登場する。しかし「縦棄市。後一歳、張湯亦死」の記録によって実際には死亡は義縦の方が一年早かったことが分かる。実際に死亡した順としては義縦↓張湯なのであり、記述の順序と矛盾するのである。さらに義縦伝の内部をみると、義縦より後に登場する酷吏の名がみえる。南陽にいたときには「而平氏朱彊、杜衍杜周、爲縦牙爪之吏任用」手先の臣として杜周を用い、「乃以縦爲右内史、王温舒爲中尉」右内史となると中尉王温舒としのぎを削り合ったことが記される。つまり、伝としての記述は後になる杜周・王温舒の登場は実際には義縦の生存中であり、ここにも記述の流れと時間の流れに齟齬が生じている。このことを踏まえて時間軸によって人物の時間的位置関係を再構成すると、張湯の存命中にすでに義縦の活躍、杜周・王温舒の登場があったのである。義縦と杜周・王温舒は関係を持ちながら、張湯と時間を共有して生きていたのである。この再構成を可能にしているのが「後一歳、張湯亦死」の一文であり、それが線条的に流れていく記述を立体的に構成する機能を果たしているといえるだろう。

う。⁵⁷⁾

五

もう一つ、酷吏と酷吏の関係を示す記事のうち、それぞれの事跡、行為行動の関連を記すのとは別の種類の記事について考えたい。具体的行動ではなく比較を示す記事について、それをさらに二つに分ける。

一方は「放・效(まねる、手本とする)」を用い対比して酷吏を繋ぐ表現である。

寧成伝「其治效郅都、其廉弗如」

義縦伝「縦廉、其治放郅都」

楊僕伝「遷爲御史、使督盜賊關東、治放尹齊」

杜周伝「其治與宣相放」「其治大放張湯、而善候伺」

このうち寧成と義縦は郅都になぞらえるが、そこに合わせて「廉」の文字を用いる。郅都伝に「都爲人勇有氣力、公廉不發私書。問遺無所受、請寄無所聽」とあるのを承けていることとすると、酷吏としてのあり方の中でも特にその廉潔さに注目していることになる。それがさらに論贊の「此十人中、其廉者足以爲儀表、其汚者足以爲戒」の指摘へ繋がっていくとするならば、対比の最大の焦点は官吏としての廉潔さであろう。寧成伝あるいは義縦伝を読んでこのフレーズに突き当たったところで「廉」をキーワードに郅都伝まで遡って記述を思い起こすことになる。楊僕は御史となつて関東で盜賊を取り締まったことが示されるが、それは尹齊の「以刀筆稍遷爲御史、事張湯。張湯數稱以爲廉武、使督盜賊」御史として同様の仕事を行っていたことと重なる。杜周はまず直前に「任用與減宣相編」減宣と

ともに任用されたとあるのを承けて減宣とはその仕事ぶりが重なり合うこと、張湯についてはあとに「上所欲擠者、因而陷之、上所欲釋者、久繫待問、而微見其冤狀」と続き、それは張湯の「所治、即上意所欲罪、予監史深禍者、即上意所欲釋、與監史輕平者」という記述にそっくりそのまま重なる。天子の意向を觀察しそれに沿った裁決をした点に對比の焦点がある。いずれの場合も、それぞれに具体的な対比のポイントがあるが、それを根拠に記述を遡ることと同時にそれ以外の行動も想起することになる。特に寧成・義縱の記述から想起する邳都は、酷吏として最初に登場し、当時であつて特異な存在として高官外戚をも憚ることなく辣腕を振るい、威名を匈奴にまで響かせた人物である。そうした数々の行動をも含めて寧成・義縱に重ね合わせることになる。それは楊僕・杜周から尹齊・減宣・張湯が想起される場合も事情は同様であろう。

また、特定の酷吏に対していうものではないが、尹齊伝の後の地の文に「自温舒等以惡爲治、郡守都尉諸侯二千石、欲爲治者、其治大抵盡放温舒」とあり、以降の地方官の統治の様子を王温舒になぞらえる。王温舒伝には広平都尉、河内太守として辣腕を振るい人々を恐怖に陥れたことが記されていた。「あの」王温舒に重ね合わせることで、この後の地方官のあり方を直接表記しなくてもそれがどれほどの存在であつたか類推させることが可能になるのである。

以上のことから、「放」を用いて対比する表現は、酷吏としてのあり方を重ね、類推に導き、その類型をもつ人物を重ねていく作用をもつといえよう。

もう一方は「於(〜よりも)」を用い比較によって程度の高まりを示す表現である。

趙禹伝「王温舒等後起、治酷於禹」

尹齊伝「遷爲關内都尉、聲甚於寧成」

杜周伝(に記載される二人の息子について)「其治暴酷、皆甚於王温舒等矣」

尹齊の記事は寧成との比較である。寧成は二回目の記述で、一度免職されたのち関都尉に任命され、当時関所を往来する者の間で「寧見乳虎、無値寧成之怒」と言われるほど恐れられたことが記される。尹齊は関内都尉に任命され、おそらく寧成が関都尉であつたときの様子を承け、尹齊の仕事の評判が「あの」寧成以上であつたのである。同様の立場にあつた酷吏としての厳酷さがより一層強まって深化していることを表している。

趙禹の記事と杜周の記事にはいずれも王温舒の名前がみえる。趙禹伝の記事は趙禹の酷吏としての仕事のやり方が時間を追って変化していったことを記す箇所のみえ、かつては酷烈であつた趙禹も晩年は穏やかになつた裏で、のちに台頭する王温舒らとその苛酷の程度を更に深めて登場することを、王温舒の登場に先だつて説明する。一方杜周伝の記事は伝の終わり近くに、杜周は御史大夫となり二人の息子も太守となり、その息子たちについて横暴苛酷で「あの」王温舒らよりも激しかったという。ここで重要なのが、王温舒を趙禹に比べ、杜周の息子達を王温所に比べるとという図式である。そもそも趙禹は武帝期の酷吏として最初に登場する人物であり、杜周はその最後に登場する人物である。さらに最期に比較されるのは杜周本人ではなくその息子達であり、酷吏列伝が記述対象とする時間の最後の部分を担う人物である。つまり、ここに武帝期は王温舒を比較の軸として「趙禹ハ王温舒ハ杜周の息子達」という不等号で示され

る図式が成り立っているものであり、武帝期を通じて酷吏による統治の苛酷さが増幅していることを示しているのである。

以上、二つの表現は酷吏のあり方を相互参照させ繋がりをつけるものであり、「放」によって類型人物を積み重ね、「於」によってその程度が深化していくことを確認した。田中謙二氏は『史記』の歴史記述における表現の反復に関して、樊鄴滕灌列伝など高祖の武将達の列伝を取り上げ、彼らの戦功の記述が同一表現で反復されることを以下のようにいう。^①

だが、ふしぎなことに、かような叙述形式で提供されると、これらの戦功の事項がいくに多くても、たとえば透明紙に印刷された文字を幾枚重ねてもやはり一字であるように、たちまち単純化されて、代わりにそのインクの色はいや増すように、単一化されたものがわれわれの脳裡に強烈に焼き付けられる。かくてわれわれは、当該人物の特性をば、容易にかつ鮮明に把握することができぬ。

酷吏列伝も構成のうえで共通する記述要素を積み重ねることで成り立っているのであり、これも一つの反復とみなすことができるだろう。さらに酷吏列伝では反復される措辞によってもその効果が高められている。「放」による対比表現は田中氏のいう「透明紙に印刷された文字を幾枚重ね」ること指示するマーカーとして、そればかりか「於」による比較表現は文字の「インクの色」の濃さは一律なものではなく、後に行くほど濃くなっていく変化を示す記号として機能しているのである。

おわりに

酷吏列伝には序があり、ここでは孔子老子の言葉を引きながら、法令は統治の手段にすぎず善悪を正す根本ではないといひ、その証左として秦から漢初の変化を述べる。しかし現状としては太史公自序に「民倍本多巧、姦軌弄法、善人不能化。唯一切嚴削、爲能齊之。作酷吏列傳第六十二」というように、社会変化に伴う混乱や犯罪には「一切嚴削」という酷吏達が取ってきた嚴酷な手法によらなければ治められなかったのである。彼らの手法と結果を論贊では「方略教導、禁姦止邪、一切亦皆彬彬、質有其文武矣。雖慘酷、斯稱其位矣」術策を用いて教え導き邪悪を押しとどめ、文武の才を兼ね備えていた彼らは、残酷ではあったがその地位に相応しいものであったと評価する。酷吏の登場が要請された社会的背景、その要請に酷吏達が十分に応えていた現実の上に酷吏列伝は記録されたのである。今回その内部を特に構成と措辞の面から考察し、類型化・個々の伝と伝を繋ぐ手段・酷吏と酷吏の関係を示す記事によって十一人の伝が相互に関連しつつ有機的に成り立つ所以を明らかにした。本稿は形式の上からの分析であるが、個々の伝の内部の記述についてはまだ問題が残されている。複雑な構造を持つ張湯伝や、本伝のみならず他者の伝の中で言及される対象として特に多い王温舒についてなど。そうした問題は今後の課題としたい。

① 鎌田重雄「漢代の循吏と酷吏」(『史学雑誌』五九(四)、一九五〇、のち『秦漢政治制度の研究』一九六二) 伊藤徳男「循吏と酷吏―司馬遷の史観の側面―」(『古代学』九(四)、一九六一) 俣野太郎「史

- 記酷吏列伝についての一考察―基本的な構成上の視点よりする―」
 (『無窮会東洋文化研究所紀要』七、一九六七) 俣野太郎「続・史記酷吏列伝についての一考察(上)」「同(下)」(『東洋文化復刊』一八・一九二〇、一九六八・一九六九)
- ② 湯浅邦弘「秦帝国の史観念―雲夢秦簡「語書」「為吏之道」の思想史的意義―」(『日本中国学会報』四七、一九九五) また、『史記』が記述対象とする時代より後になるが、前漢後期以降の春秋学の展開を考察した富谷至「西漢後半期の政治と春秋学―『左氏春秋』と『公羊春秋』の対立と展開―」(『東洋史研究』三六(四)、一九七八)にも史治の変容という観点から循吏と酷吏を「儒家的」と「法家的」との図式で規定しきれないとの指摘がある。
- ③ 「雑伝」の名称はたとえば梁玉繩『史記志疑』卷三十六に見える。「案、史詮謂儒林、循吏、酷吏、刺客、游侠、佞倖、滑稽、醫方、日者、龜策、貨殖、雜傳也。以類相從、合在後。此說甚是」
- ④ 伊藤徳男「史記雑伝の研究(上)」「同(下)」(『集刊東洋学』一七・一九、一九六六・一九六八)
- ⑤ 文学研究の立場から史記がどのような視点から読まれてきたかを振り返り、史記を文学として読む行為を採る論考に谷口洋「悲劇の星雲」との格闘―文学としての『史記』研究序説―(『中国文学報』七〇、二〇〇五)がある。
- ⑥ 前掲俣野論文「史記酷吏列伝についての一考察―基本的な構成上の視点よりする―」
- ⑦ ただし、最後に登場する杜周伝のみはその最期が記されない。史記が記述対象とする時間の範囲において、杜周が存命であったことに起因すると考えられる。しかし杜周伝の末には「杜周初徴爲廷史、有一馬、且不全。及身久任事至三公列、子孫尊官、家訾累數巨萬矣」とある。杜周の栄達の様子を表すとともに、張湯(湯死、家産直不
- 過五百金)王温舒(温舒死、家直累千金)尹齊(尹齊亦以淮陽都尉病死、家直不滿五十金)の伝で最期を迎えたことと死後の財産が合わせて記述されるの対比すれば、杜周伝の財産の記事が伝を結ぶ手段として機能しているのとみることができよう。
- ⑧ 「至則族滅其豪穰氏之屬、河内道不拾遺」(義縦伝)「以其故齊趙之郊、盜賊不敢近廣平、廣平聲道不拾遺」(王温舒伝)この表現については拙稿「道不拾遺」考(『金城学院大学論集』二〇三、二〇〇三)参照。
- ⑨ 「直法行治、不避貴戚」(義縦伝)「所斬伐不避貴戚」(尹齊伝)今鷹眞「司馬遷の微辞」(『山下龍二教授退官記念中国学論集』一九九〇)参照。
- ⑩ 列伝でこの形式が必ずしも用いられているわけではないことは、たとえば「循吏列伝」の記述と比較してもわかる。循吏列伝は孫叔敖、子産、公儀休、石奢、李離の五人を合伝する。その中でたとえば子産伝は子産が宰相となつてからの社会の安定を年代記式に記すが、石奢伝や李離伝はそれぞれ一つの象徴的なエピソードによって成立する。循吏五人を貫く記述形式があるわけではなく、典型としての「循吏」像を導き出すことも難しい。
- ⑪ 周陽由以外の十人はこの形式によって「郅都者、楊人也」のように出身地を記す。周陽由のみは「周陽由者、其父趙兼、以淮南王舅父侯周陽、故因周陽氏」とその姓の来歴を記す。
- ⑫ 百衲本二十四史所収の南宋黄善夫本史記はじめ史記評林や武英殿刊本史記などが「〇〇者、…」で改行するのは、この形式を新たな記述の始まりと意識していることの表れと考えられる。
- ⑬ 『補標史記評林』卷百二十二酷吏列伝に引く
- ⑭ 呉見思「史記論文」酷吏列伝。なお呉見思が十人の数にこだわるのは、論贊に「自郅都杜周十人者、此皆以酷烈爲聲」とあることによ

るが、この点は会注考証が「愚按蓋舉其大數」（考えるに、おおよその数字を挙げたのだ）とするのに従う。

⑬ 記述の中心人物以外の人物が死んだことを記録するのはここに限ったことではない。他にも寧成伝「久之郅都死。…於是上召寧成爲中尉」、王温舒伝「及縦死、張湯敗後、徒爲廷尉」の二箇所に見える。

いずれも（寧成の前に記述された）郅都の死後に寧成が中尉となったこと、（王温舒の前に記述された）義縦の死、張湯の失脚後に王温舒が廷尉となったことを記すものであり、前述の人物の死によって中心人物の登用がもたらされたことを示す。それに続く酷吏としての本領を発揮したことを導く機能を果たしており、時間軸に沿った記述となっている。義縦伝における張湯の死の記録はそうではないところが例外的という所以である。

⑭ なお前掲侯野論文「史記酷吏列伝についての一考察―基本的な構成上の視点よりする―」はこの表現を「すぐ前に置かれた張湯伝と密着せしめて全体を合伝的に構成せんとする用意の殊に明白な発言と認むべく」とするが、構造上の具体的な機能については触れない。

⑮ 列伝内の冒頭に登場する人物に後の人物を重ね合わせていく手法は他に游侠列伝にもみえる。最初に季布を苦境から救った人物朱家を記述し、続く田仲には「楚田仲以俠聞、喜劍。父事朱家、自以爲行弗及」といい、さらに劇孟には「劇孟行大類朱家、而好博、多少年之戲」といい、最後に各地の任侠とされる人物の名前を列挙したあとに「至若北道姚氏、…之徒、此盜跖居民間者耳。曷足道哉。此乃鄉者朱家之羞也」といい、いずれも最初に登場する朱家と対比していく。それによって相対的に朱家は游侠として理想的な存在として浮かび上がる。また登場人物の発言を借りて冒頭の人物を理想形と語らせるのは刺客列伝にもみえる。荆軻伝で、秦への積年の恨みを晴らさんとする太子丹が荆軻に依頼をする言葉に「誠得劫秦王、使悉

反諸侯侵地、若曹沫之與齊桓公、則大善矣。則不可、因而刺殺之」とあり、刺客列伝冒頭に登場する曹沫の方法を最善の策として提示する。列伝の枠組みを越えての分析としては、今鷹眞「將軍たちの列伝」（名古屋大学中国語学文学論集）五、一九九二）に同じく將軍という地位にある人物群の中で最初に登場する司馬穰直列伝に將軍としての理想が反映されているとの論考がある。

⑯ このときの尹齊の役職を史記は「關内都尉」とするが漢書酷吏伝の該当箇所は「關都尉」と寧成と同じになっている。会注考証はそれを踏まえ史記の「内」字を衍字とする。それに従えば両者はより明確に重ね合わされる。

⑰ 田中謙二『史記』における表現の反復」（『東方学報京都』二七、一九五七、のち『ことばと文学』一九九三）

